

○山陽小野田市情報公開条例

平成17年3月22日
条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開に関する必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼と理解を深め、市民の市政への参加を一層推進し、もって地方自治の本旨に則した市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員(市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たって、公文書の公開を請求する市民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の規定により公文書の公開を請求する者は、これにより得た情報を、この条例の目的に則して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の公開(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- 2 実施機関は、前項各号に規定するもの以外のものから公文書の公開の請求があつた場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

(公文書の公開の請求方法)

第6条 公文書の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 公開を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公文書の公開を請求したもの(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開の請求に対する決定)

第7条 実施機関は、公開の請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を速やかに書面により通知しなければならない。ただし、請求書の受理後直ちに公文書の公開をする場合は、この限りでない。

- 2 実施機関は、公開の請求に係る公文書の全部を公開しないとき(第10条の3の規定により公開の請求を拒否するとき、及び公開の請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、公開の請求に対し、第1項の規定による公文書の一部を公開しない旨の決定又は前項の

決定をするときは、請求者に対し、当該各項の書面に決定の理由を付記しなければならない。この場合において、あらかじめ当該決定の理由がなくなる期日が明らかであるときは、その期日を併せて付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

第7条の2 実施機関は、請求書を受理したときは、受理した日から起算して14日以内に前条第1項の決定又は第2項の決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、公開の請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、同項に規定する期間内に延長の理由及び延長後の期間を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第7条の3 公開の請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開の請求があった日から起算して60日以内にそのすべてにおいて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開の請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第7条の4 実施機関は、公開の請求に係る公文書に本市及び請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、公開決定等を行うに当たって、当該第三者に対し、当該公文書の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開の請求に係る公文書の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第9条第2号オ又は同条第3号アからウまでに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の2の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えた場合において、公開決定をしたときは、当該機会を与えられた第三者に対し、公開決定をした旨及び公開を実施する日を速やかに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の方法)

第8条 公文書の公開は、その写しを送付する場合を除き、実施機関が第7条第1項の書面により指定する日時及び場所において行う。

2 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公開することができる。

(公文書の公開義務)

第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公開することができないとされている情報

- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報
 - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定による許可、免許等に際して作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの
 - エ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(公開することにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがあるものを除く。)
 - オ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- (3) 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から市民生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報
 - ウ ア又はイに準ずる情報であつて、公開することが公益上特に必要と認められるもの
- (4) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。)の事務事業に係る意思形成過程において、市の機関の内部若しくは相互間又は市と国等との間における審議、検討、調査、研究等に関して作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの
- (5) 市又は国等が行う監査、検査、取締り、争訟、交渉、入札、試験、人事その他の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業の目的が著しく損なわれると認められるもの、関係当事者間の信頼関係が著しく損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業に係る適正な執行に著しい支障が生ずると認められるもの
- (6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの
- (7) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報

(公文書の部分公開)

第10条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に、非公開情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に分離することができるときは、当該部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(裁量的公開)

第10条の2 実施機関は、公文書の公開の請求に対し、当該公文書に非公開情報(第9条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条の3 実施機関は、公文書の公開の請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる。

(費用の負担)

第11条 この条例の規定による公文書の閲覧又は視聴に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定による公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第11条の2 公開決定等又は公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第11条の3 市が設立した地方独立行政法人がする公開決定等又は公開の請求に係る不作為についての不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。

(審査会への諮問)

第12条 公開決定等又は公開の請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山陽小野田市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求について裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第12条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、山陽小野田市情報公開審査会に諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第12条の3 第7条の4第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(公開の請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(他の法令等との調整)

第13条 実施機関は他の法令等の規定により、公開の請求に係る公文書が第8条第2項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合(公開の期限が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定による公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第8条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この条例は、第1項に規定するもののほか、図書館その他の市の施設において一般の利用に供することを目的として管理している公文書については適用しない。

(情報の提供)

第14条 実施機関は、この条例の規定による公文書の公開を行うとともに、市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

(目録の作成)

第15条 実施機関は、公文書の目録を作成し、これを一般の利用に供するものとする。

(出資法人への要請)

第16条 市長は、市が出資している法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう協力の要請をすることができる。

(実施状況の公表)

第17条 市長は、毎年1回、各実施機関における公文書の公開の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(適用)

2 この条例は、合併前の小野田市情報公開条例(平成10年小野田市条例第13号)又は山陽町情報公開条例(平成13年山陽町条例第7号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の適用を受けることとされていた公文書及びこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書について適用する。

(承継された合併前の情報の任意的公開)

3 実施機関は、合併前の小野田市又は山陽町から承継された情報でこの条例の適用を受けないものについて公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

4 第11条の規定は、前項の規定による情報の公開について準用する。

(経過措置)

5 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月29日条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に受理された請求書に係る公文書の公開に係る決定については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の前日になされた決定に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(平成23年12月26日条例第34号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則(平成28年6月28日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月27日条例第24号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。